

「歯科技工士法の留意点及び職務に係る通知等」

講師： 愛知県保健医療局 健康医務部 健康対策課
歯科・栄養グループ 主事 加藤祐斗 氏

歯科技工所を経営しているにもかかわらず、法律や省令を遵守していない歯科技工士が散見される。

その結果、違法行為が蔓延し、やがて国民に安心・安全な歯科補綴物を供給できなくなることはおろか、医療従事者としての自覚の欠如にもつながりかねないのが現状である。

そこで今一度、法令遵守や厚生労働省の通知等を会員・非会員を問わず周知徹底させたい。

歯科診療報酬『第12部 歯冠修復及び欠損補綴』の理解・解釈について

令和8年改正の方向性

講師：大西尚之

我々歯科技工士にとって歯科医療機関（医師）がどのように診療報酬（レセプト）を請求しているかを知ることは重要である。

（公社）日本歯科技工士会では機会あるごとに、皆様に周知していただくため説明会を開催してきた。今回、より一層理解を深めて頂くためお話しさせて顶きたい。

また、令和8年改正に向けて所轄官庁の動きも慌ただしくなる中、一部、正確性の無い情報が流れていることを踏まえ、所轄官庁の考え方・方向性についてお話しさせて頂きたい。

正確な情報を持ち改正後に向けて、各々が準備し対応していくことで業績の向上に寄与して頂ければ幸いと考える。